～精神保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）申請必要書類～

有効期限は手帳２年間、自立支援医療１年間（新規申請は申請日の属する月＋１１ヶ月）です。
更新・再認定申請は期限の３か月前から受付をいたします。更新・再認定のお知らせはいたしませんので、有効期限にご注意ください。

手帳申請	２通りの申請方法があります。	手帳用申請書	手帳用診断書	障害年金証書等の写し	直近の年金振込通知書の写し	同意書（県知事宛）	写真１枚（縦４㎝×横３㎝）	個人番号カードか通知カード
新規・更新	①障害年金証書等で申請する場合※1	○	―	○	○	○	○	○
	②手帳用診断書で申請する場合※２ ※３	○	○	―	―	―	○	○
千葉市・他県の手帳をお持ちの方		○ ＋住所変更申請	千葉市・他県の手帳の写し				○	○

自立支援医療申請	申請書	自立用診断書※３	保険証	所得がわかるもの		個人番号カードか通知カード	その他
				同意書	★申請者の同意をいただき、当課にて所得状況を確認させていただきます。		
新　規	○	○	○	○	★保険の種類によって、申請者以外の世帯の方の所得状況を確認させていただきます。 ★未申告の場合は所得申告を税務関係課にてしてください。 ★障害年金等を受給中の方（障害、遺族年金等）は年金の振込通知書または年金振込通帳をご持参ください。	○	受診を希望する指定医療機関（薬局・訪問看護等を含む）
再認定		○ ※４				○	受給者証
千葉市・他県の受給者証をお持ちの方	○	―	○	○ ※５		○	千葉市・他県の受給者証

※１　障害年金証書等で申請する場合、障害年金と同じ等級になります。
※２　精神障害の初診年月日から６か月以上経過した時点の診断書
※３　申請日から３か月以内に作成された診断書
※４（1）次の場合、診断書の提出は次回の更新時不要となります。
①　受給者証に「手帳用１年目」「医療用１年目」の記載があること
②　治療方針の変更がないこと
③　有効期間内の申請であること
（2）手帳と同時申請の場合、手帳用の診断書での提出も可能です。
※５　所得確認の同意書と共に、前住所地への照会に関する同意書を記入していただきます。

問い合わせ先：茂原市役所障害福祉課支援給付係　電話０４７５－２０－１６６６